

ネイチャーポジティブ推進会議の設置について
(案)

令和 6 年 3 月 28 日
農 林 水 産 省
経 済 産 業 省
国 土 交 通 省
環 境 省

1. 生物多様性国家戦略 2023-2030（令和 5 年 3 月 31 日閣議決定。以下「国家戦略」という。）に掲げられた施策のうち、自然資本を守り活用する社会への変革の実現に向け、関係省庁が連携して早急に取り組むことが必要かつ効果的な施策を推進するため、ネイチャーポジティブ推進会議（以下「会議」という。）を設置する。
2. 会議は、環境副大臣を議長とし、次の者を構成員とする。ただし、議長が必要と認めるときは、構成員を追加することができる。

農林水産副大臣
経済産業副大臣
国土交通副大臣
環境副大臣
3. 議長が必要と認めるときは、関係行政機関の職員、その他の関係者等に出席を求め、その意見を聴くことができる。
4. 会議の庶務は、関係省庁の協力を得て環境省において処理する。
5. 前各号に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。